

大牟田市まちなか活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、大牟田市まちなか活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大牟田市が作成する「大牟田市まちなか活性化プラン」及びその他必要な事項を協議し、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、目的達成のため次のことを行う。

- (1) 「大牟田市まちなか活性化プラン」に関する協議・評価・意見
- (2) その他、中心市街地活性化に寄与する取組みの企画

(組織)

第4条 協議会は、有識者・商業者・関係機関等の委員で構成する。

(委員)

- 第5条 委員は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、会議において委員の中から選任する。
 - 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

(役員職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。会議の議長は会長が務める。
- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席で成立するものとし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 企業・団体等の構成員から指名された委員が止むを得ず会議を欠席する場合には、その構成員の企業・団体から代理として出席することができる。

(書面議決)

第9条 議長は、会議の開催が困難な場合又は会議を開催する時間的猶予がない場合は、書面送付又は持ち回りの方法により委員に賛否を求め、会議の議決に代えることができる。

(部会)

第10条 必要に応じて協議会内に部会を置くことができる。

(オブザーバー)

第11条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、大牟田市（まちなか活性化推進室）が処理する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

付 則

1 この規約は令和4年7月22日から施行する。

付 則

1 この規約は令和6年4月1日から施行する。